

生福

スマートフォンやタブレット端末は、インターネットに接続してサイトを閲覧するだけでも、ゲームや買い物もでき、とても便利

800円のゲームが欲しいと言われ、タブレットにクレジットカードの番号を登録して遊ばせた。明細書が届いてから、知らない間に息子が何度もゲームの有料アイテムを購入し、カード決済していたことが分かった。

【アドバイス】  
事例のような場合は「未成年者契約の取り消し」(民法)を求めてケータイの運営業者、通信業者、信販会社など話し合うことになります。しかし解決が難しきことも多くあります。未然に防止する方が重要です。

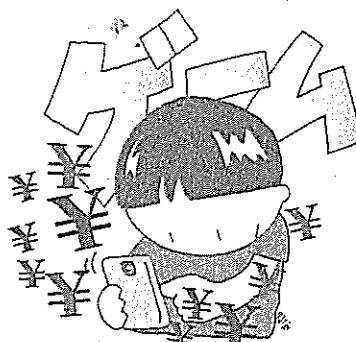
オーラルナードニシキ化粧

です。大人だけでなく子どもも手軽に利用していますが、オンラインゲームで遊ぶ子どもの低年齢化の傾向もみられます。親の知らない間に料金が発生したという相談がアインレスにも寄せられています。注意しましょう。

【事例】▼小学生の息子から

う。

ドしていたケーブルテレビにプリを5歳の娘が見つけて遊び、よく分からぬままボタンを押して料金が発生したようだ。携帯電話会社に「未成年者の娘が誤って利用しただけなので取り消してもらいたい」と相談したらアプリ提供会社に問い合わせるようになされた。



▼スマホにダウンロードしていくゲームアドバイスをうながす。アドバイスの内容は、①「子どもがゲームを利用する場合は(無料か有料か確認する)②ゲーム

トアフルに遭った場合、親子で最寄りの市町村の消費生活相談窓口やアイネスに相談

(県消費生活・男女  
共同参画プラザ)アイ  
ネス、☎0997・5533  
4・09999-消費生  
活相談電話)

## 料金トラブルに注意

ムの内容や何をするのか  
お金が掛かるのか仕組みを確認する—など親子で理解し、使い方について話し合いつぶつ大切です。

子どもがクレジットカードの番号を知らない場合でも、一度カード情報を登録するとスマートフォンやタブレットに情報が保存されているのが一般的です。パスワード設定などを用いて管理を細心の注意を払うがよし。

トライブルに遭った場合は、親子で最寄りの市町村の消費生活相談窓口やアイネスに相談

（県消費生活・男女  
共同参画アワザニアイ  
ネス、☎097-553  
4-0396）

活相談電話